

北広島町のこれからのまちづくり -都市計画マスタープラン-

令和7年度 まちづくり懇談会



- (1) 都市計画マスタープランの概要
- (2) 北広島町の状況
- (3) 住民アンケート調査の結果
- (4) 計画の基本理念
- (5) 地域のまちづくりの方針

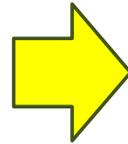


(1) 都市計画マスタープランの概要

【都市計画】の3つの役割

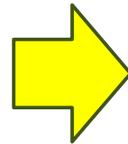
具体的な取組

まちの将来像を示す



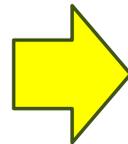
都市計画マスタープラン
など

計画的な土地利用への
規制と誘導



基づく
用途地域の設定など

快適な都市生活・都市
活動のための基盤整備



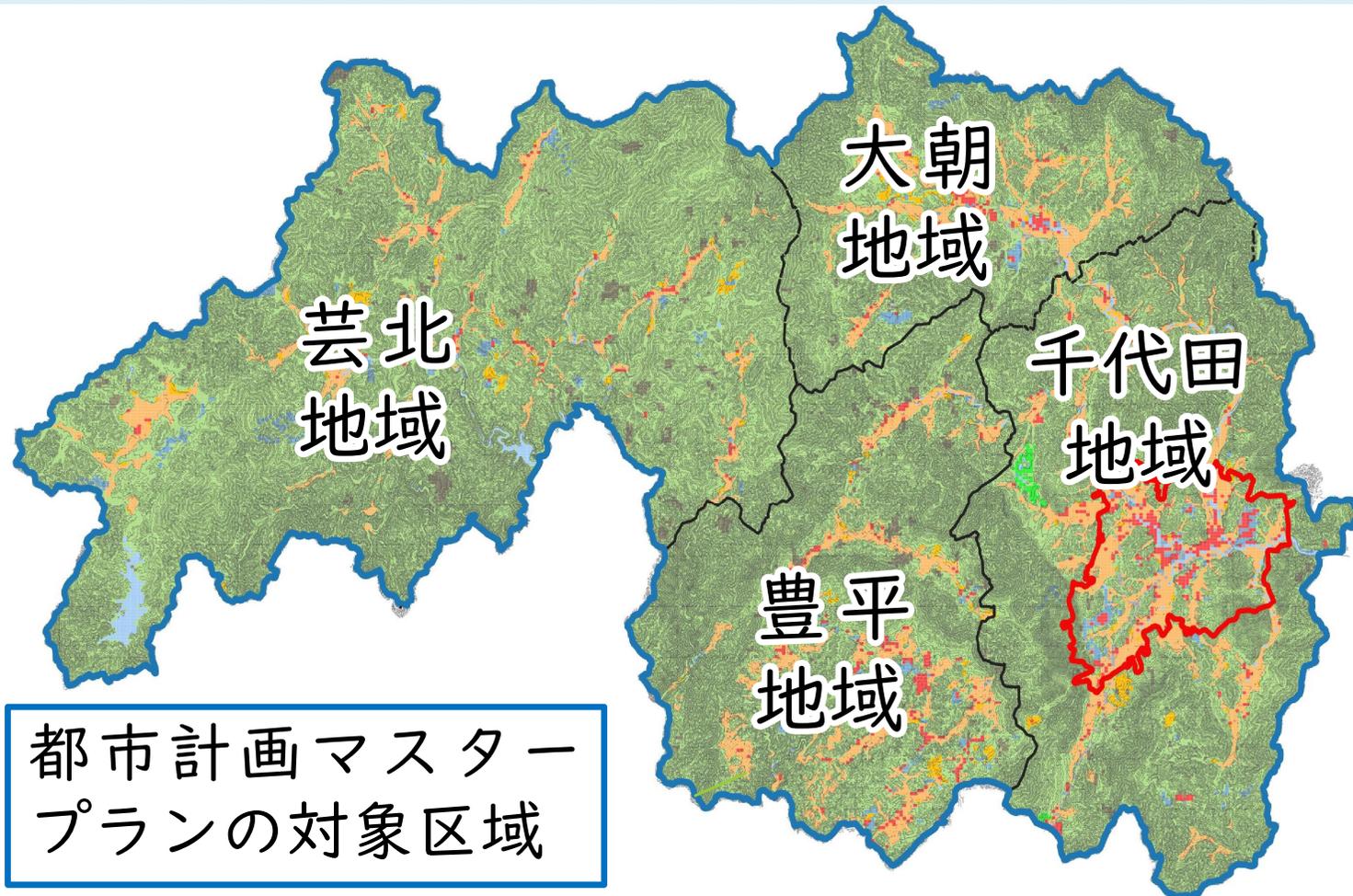
基づく
道路や下水道の
整備事業など



(1) 都市計画マスタープランの概要

計画の対象区域

- 都市計画マスタープランは本来都市計画区域を対象とする計画ですが、地域ごとの特色・強みを活かしつつ、町全体の一体的なまちづくりを進めるため、**北広島町全域**を対象とします。



(1) 都市計画マスタープランの概要

都市計画マスタープランの構成

都市計画マスタープランは、全町的な視点でのまちづくりの方針を定める“全体構想”と地域の特色を生かしたまちづくりの方針を定める“地域別構想”で構成します。

全体構想

—全町的な視点でのまちづくりの方針—
基本理念、基本目標、将来の都市構造、分野別の方針 など

地域別構想

—地域の特色を生かしたまちづくりの方針—
各地域の将来像、各地域で実施する施策の方向性 など

(2) 北広島町の現状

(1) 人口

- 人口は今後も減少傾向で、令和32年には6千人減(令和2年比)と見込まれます。
- 高齢化率は上昇傾向にあり、令和32年には45.8%となる見込みです。



図 人口と高齢化率の推移

出典: 国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所

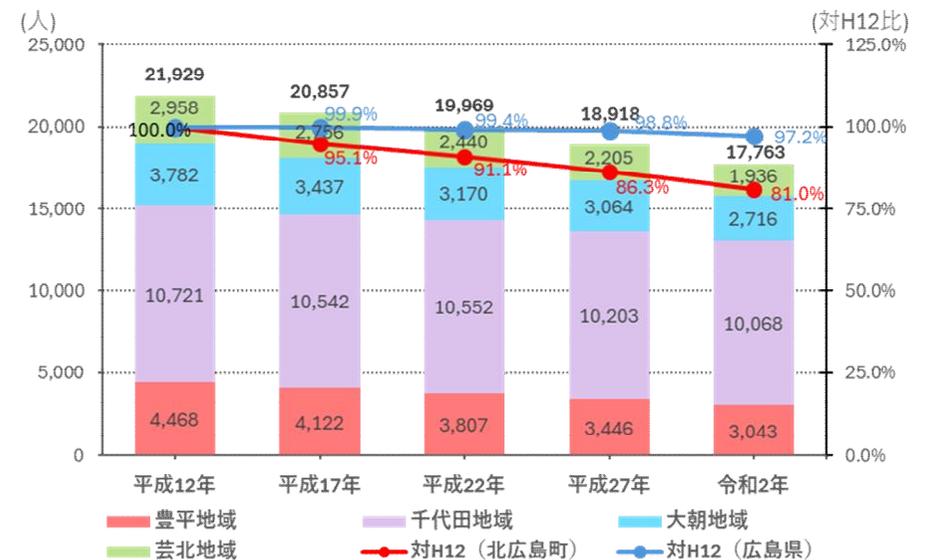


図 地域別の北広島町の人口の推移と伸び率

出典: 国勢調査

(2) 北広島町の現状

(2) 産業構造

- 産業別総生産額割合は第2次産業が6割以上を占めています。また、第1次産業の広島県の産業別総生産額に占める本町の割合は高くなっており、本町は県内でも第1次産業、第2次産業が盛んな地域です。



図 産業別の総生産額割合の推移

表 産業別県内総生産額に占める北広島町の割合

(百万円)

	総生産額	第1次産業	第2次産業	第3次産業
北広島町	117,553	4,055	76,307	37,898
広島県	12,128,058	67,443	3,999,224	8,054,502
対県比	0.97%	6.01%	1.91%	0.47%

出典：令和3年度広島県市町民経済計算結果

※総生産額は輸入品に課される税・関税(控除)総資産形成に係る消費税を含むため、第1次・2次・3次産業の合計は総生産額と一致しない場合があります。

(3) 住民アンケート調査の結果

(1) 調査目的

- 町民の生活実態や生活環境等に対する満足度、今後の期待・意向等を把握するために実施しました。

(2) 調査概要

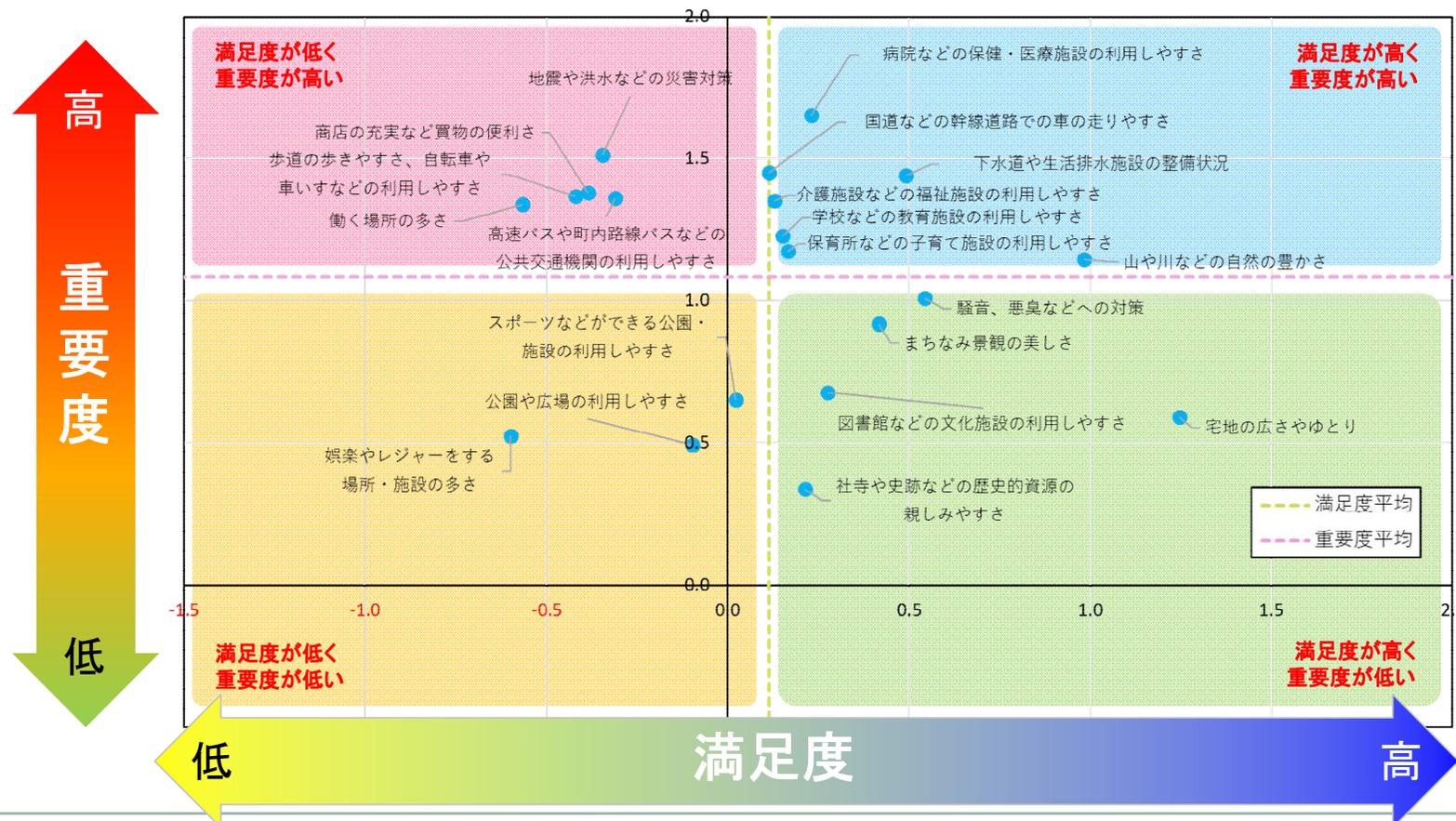
	18歳以上アンケート	中高生アンケート
アンケート期間	2025年1月8日～2025年1月31日	2025年5月21日～2025年6月6日
対象	18歳以上（町全域）	中学3年生・高校3年生
配布数	2,000部	375部
回収数	897部 （郵送：724部、WEB回収：173部）【回収率44.9%】	297部 （WEB回収）【回収率79.2%】

ご協力いただき
ありがとうございました

(3) 住民アンケート調査の結果

生活環境の満足度と重要度

- 「働く場所の多さ」「商店の充実などの買い物の便利さ」の満足度が低く、重要度が高い。
- 「下水道や生活排水の整備状況」「国道などの幹線道路での車の走りやすさ」は満足度、重要度ともに高い。



(3) 住民アンケート調査の結果

まちの将来像

- 北広島町の望ましい姿として「日常生活に必要な施設が身近にある暮らしやすいまち」が最多
- 次いで「保健・医療・福祉の充実」「防災面に対して安心感」も求められている。

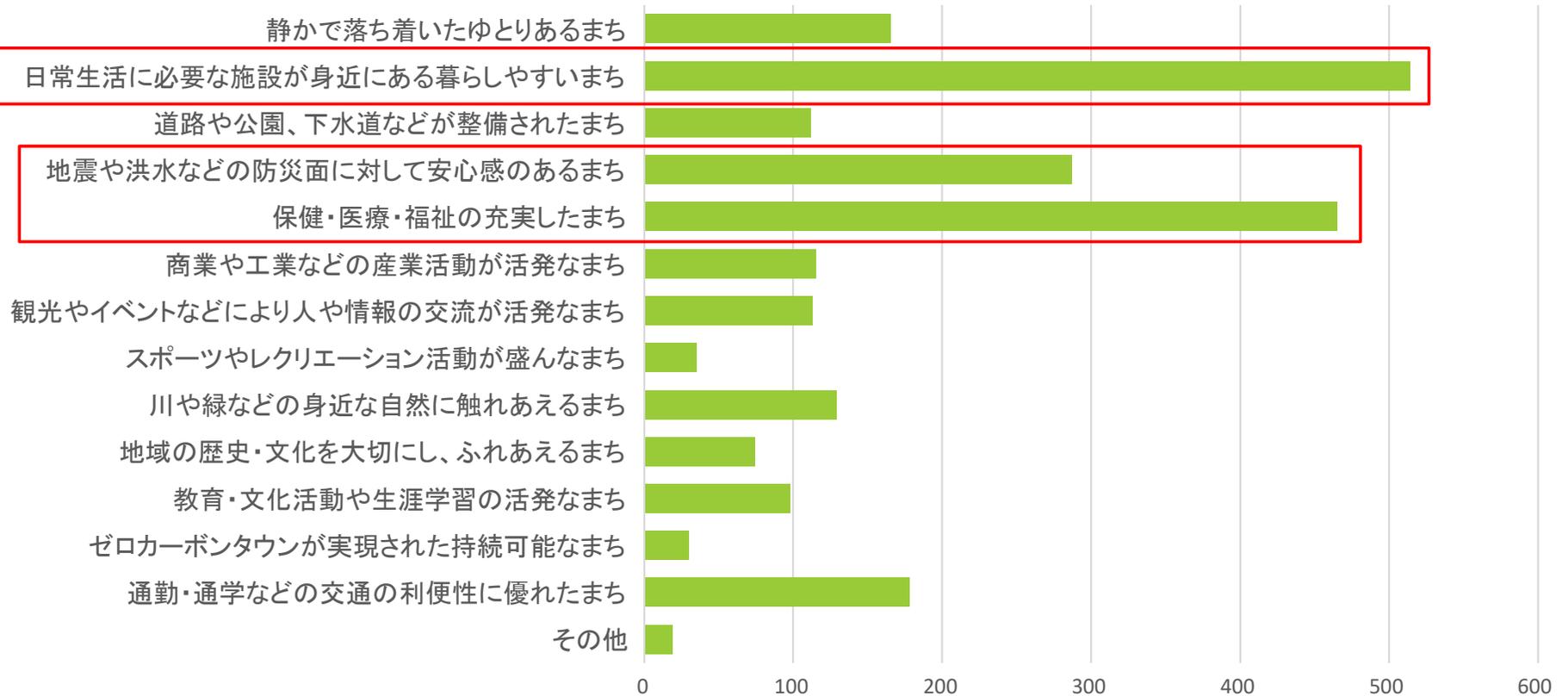


図 北広島町の望ましい姿

4) 計画の基本理念

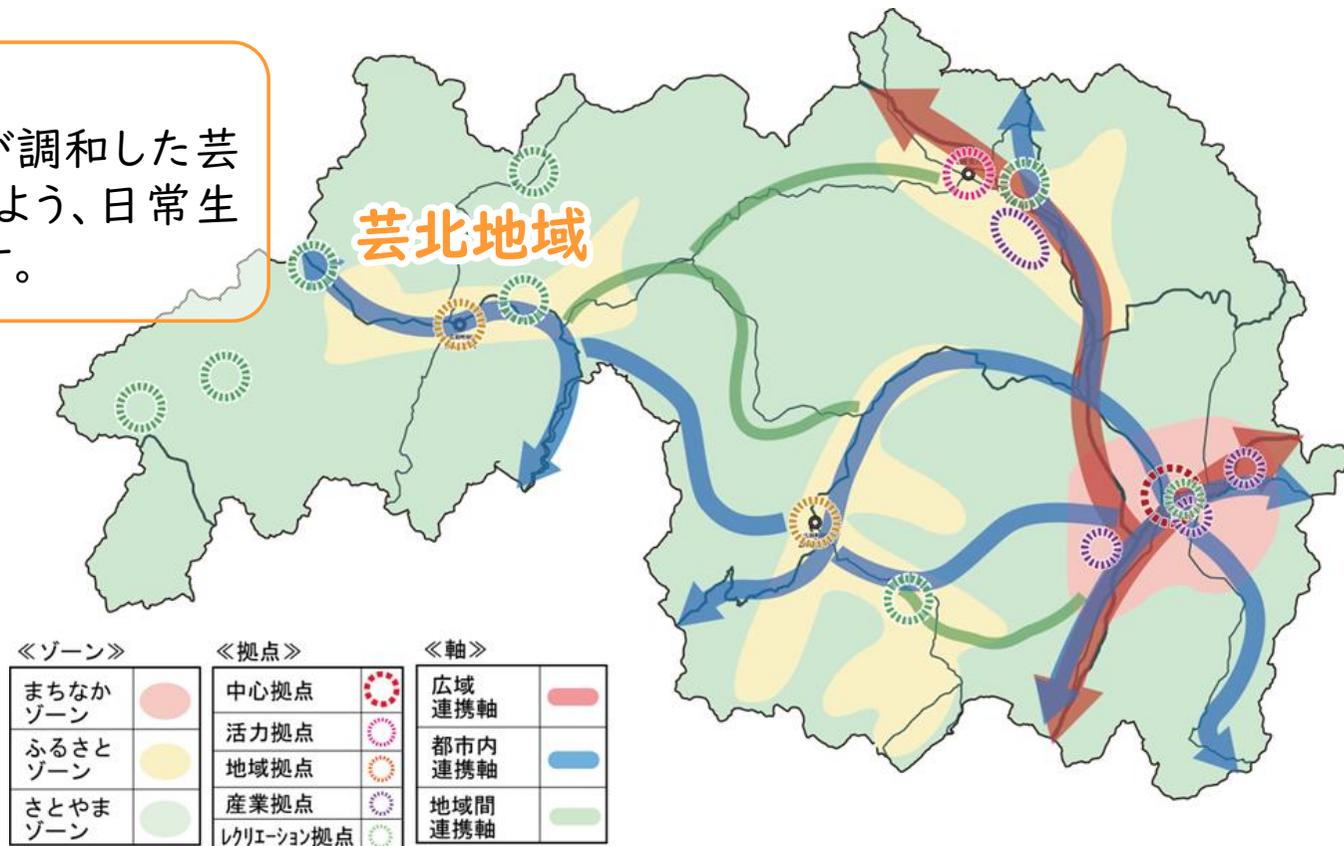
まちづくりの基本理念

利便性の高いまちなかと地域が繋がり、
住み慣れた地域でゆったりと暮らせるまち

将来都市構造図

地域拠点

豊かな自然環境と生活が調和した芸北地域に暮らし続けられるよう、日常生活を支える拠点を形成します。



5) 地域のまちづくりの方針

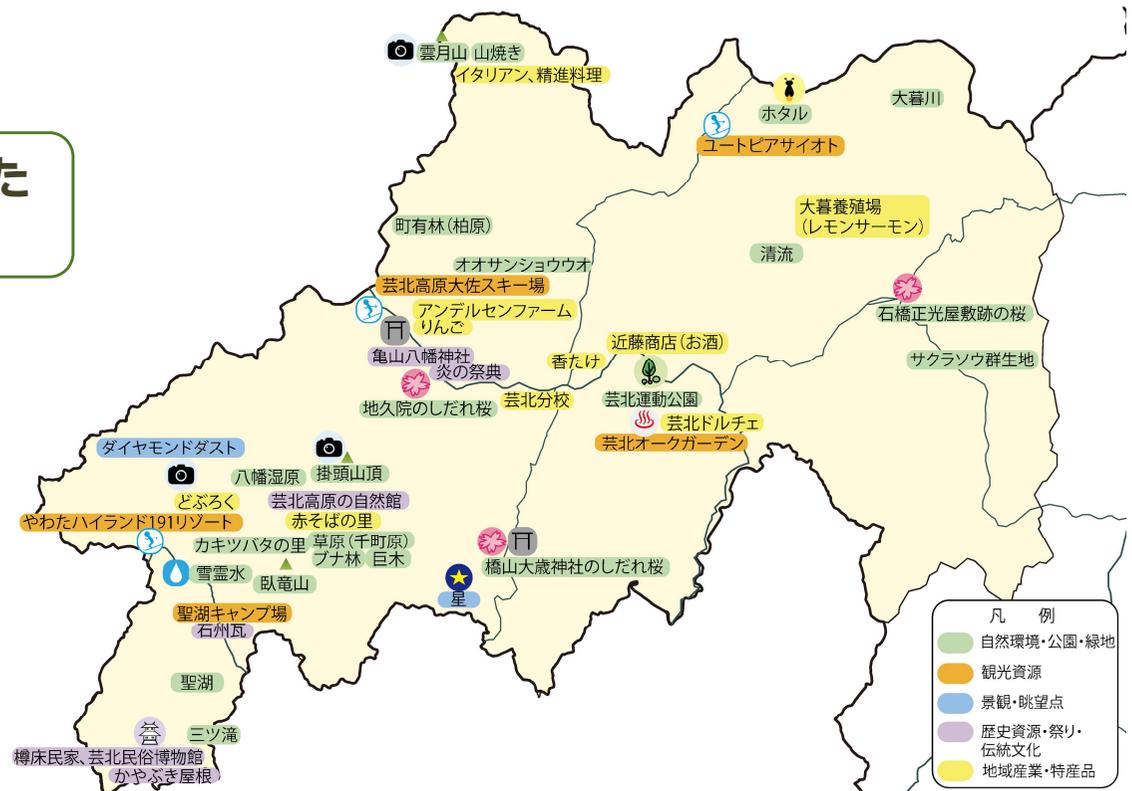
芸北地域のまちづくりの目標

～自然に寄り添い、学び合いながら安心して暮らせるまち～

芸北地域の豊かな自然環境と四季の移ろいを感じる暮らしの中で、農と林の営みを活かし、地域に根ざした知恵と工夫を次世代へとつなぐ学びの場を育てていきます。

子どもから大人まで誰もが自然や地域文化から学び、互いに教え合うことで人の輪を広げ、健康で安心して暮らせる仕組みづくりに取り組みます。そして、新たな価値と学びの魅力を発信する地域を目指します。

住民説明会等で意見のあった 芸北地域の資源マップ



5) 地域のまちづくりの方針

方針1: 土地利用

取組 内容

- ・住まい・働き場・お店が適切に配置され、便利で暮らしやすいまちの形成
- ・緑豊かな山地と農地の保全

主なまちづくりの方針

- ・ 既存の住宅地においては、利便性の向上を目指し、**生活環境の整った住宅地の形成**を図るとともに、移住・定住等に向けて**空き家等の有効活用**を検討します。
- ・ 北広島町役場芸北支所の**周辺施設は、地域の交流・活動の場として活用**するほか、地域の実情に応じた**生活サービスの受皿施設**(移動販売車、訪問医療・福祉等)としての活用を検討します。
- ・ 周辺の自然環境との調和を図りつつ、**無秩序な開発を抑制し、農地の保全**に努めます。



第1回 地域説明会 での主な意見

- ・生活利便性を維持するために、生協・コンビニによる宅配を活かす。
- ・農地等に太陽光発電施設が増えているが、台数を維持してほしい。(増やさないでほしい。)

5) 地域のまちづくりの取り組み

方針3: 環境保全・整備

取組 内容

- ・本町の貴重な財産としての自然環境の保全と活用
- ・環境にやさしいまちづくりの推進

主なまちづくりの方針

- ・省エネルギー社会の推進や小さなエネルギー生産工場の整備、二酸化炭素を吸収する森林の適正管理等により**ゼロカーボンタウン**に向けて取り組みを進めていきます。
- ・芸北地域は、西中国山地国定公園や八幡湿原等の豊かな自然環境を有しています。これらの豊かな**自然をまちづくりの貴重な財産とし、積極的な保全と観光資源等としての活用**を図ります。
- ・河川の水質浄化や環境美化を図り、**河川改修や水辺の空間活用**を図ります。整備にあたっては、**環境に配慮した工法**で河川改修を行います。



第1回 地域説明会 での主な意見

- ・ブナ林等の森林、川、農地、ホテルなど、自然資源が充実している。
- ・オオサンショウウオ等が生息している川がある。

5) 地域のまちづくりの取り組み

方針4: 景観形成

取組 内容

- ・本町の個性があふれる景観づくり
- ・協働による景観の保護と継承

主なまちづくりの方針

- ・ 臥竜山をはじめとした山々や地域の河川、田園風景など、本町を形成する豊かな自然景観を後世に引き継ぐため、適正な維持管理を推進します。
- ・ 集落地においては、周辺の自然や緑と調和のとれた美しい田園集落景観の維持と創出に努めます。
- ・ 地域住民の景観保全活動や伝統文化の継承活動の促進を図り、協働による文化的景観の保護と継承に努めます。



第1回 地域説明会 での主な意見

- ・山や農地等と茅葺き屋根等の住宅が地域の特徴的な景観となっている。
- ・雲月山の山焼きなど、伝統文化が残っている。

5) 地域のまちづくりの取り組み

方針5: 観光まちづくり

取組 内容

- ・観光まちづくりの推進
- ・道の駅を中心とした連携の強化

主なまちづくりの方針

- ・西中国山地や八幡湿原、ブナ林等の良好な自然環境の保全を図りつつ、町内他地域や周辺市町との連携を深め、スキーやキャンプをはじめ、トレッキングやジップライン、農林業体験や環境学習など、**次世代につながる自然体験活動の拠点の形成**を目指します。
- ・豊かな自然環境等の地域資源を活用し、多様な主体の参画による体験活動や修学旅行等の**受け入れ基盤の整備**に努めます。
- ・連携によるスキー場の誘客促進と、グリーンシーズンの活用についての**情報発信等の支援**を進めます。



第1回 地域説明会 での主な意見

- ・スキー場や自然館等を活用して交流の拠点とする。また、それらを連携する。
- ・オフシーズンのスキー場を活用する。

5) 地域のまちづくりの取り組み

方針6: 都市防災

取組 内容

- ・災害防止対策の推進
- ・減災への取組の推進

主なまちづくりの方針

- ・ 河川の氾濫を防ぐための護岸整備・浚渫等の治水対策、森林や農地の保全による保水機能の維持に努めるとともに、砂防事業や急傾斜地崩壊対策事業等の推進により**防災性の強化**を図ります。
- ・ 災害発生時の被害を低減するための取組により、**災害に強いまちづくり**を進めます。また、土砂災害防止法に基づく警戒区域等の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制等のソフト対策を推進します。
- ・ 消防救急デジタル無線整備やSNS等を幅広く活用した**情報伝達・共有体制の充実**を推進します。また、避難体制を強化し、**総合的な防災体制の構築**に努めます。



第1回
地域説明会
での主な意見

—